

国民健康保険一部負担金減免等制度について

国民健康保険の被保険者の方が、災害や失業など、特別な事情により、医療機関へ支払う一部負担金の支払いにお困りのときは、一部負担金の減免、又は徴収猶予を受けることができます。

【対象となる特別な事情】

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被保険者の属する世帯の世帯主（主たる生計維持者を含む）が死亡し、障がい者となり、又は居住する住宅について、著しい損害をうけたとき。
- ② 事業又は業務の休廃止、失業等により世帯主等の収入が著しく減少し、かつ、以下の要件を満たすとき。

世帯収入見込みが生活保護基準の1000分の1155を乗じた額以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に1000分の1155を乗じた額の3か月分以下であること。

【適用内容】

減免（全額免除）	徴収猶予
減免の期間は1か月単位の更新制で3か月までを標準とします。 ただし、必要に応じ最大6か月まで延期することができます。	対象者の属する世帯が一時的に生活困窮であるが資金力回復の見込みがある場合に、6か月以内の期間に限り支払いの猶予が受けられます。

【申請手続き】

一部負担金の減免等の申請は、市役所（国民健康保険担当）で受け付けています。

●手続きに必要なもの

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）
- ・上記①の場合は、被災証明書または、り災証明書
- ・上記②の場合は、収入状況がわかるもの（1年間分）、世帯全員の預貯金通帳
- ・その他必要と認められる書類

※詳しくは市民サービス部国民健康保険担当（072-813-1182（直通））へお問い合わせください。

裏面もご覧ください

無料低額診療事業のご案内

「無料低額診療事業」とは、社会福祉法の規定に基づき、生計困窮者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業です。実施医療機関によって対象となる方の条件や減免される金額が異なりますので、くわしくは医療機関に、直接お問い合わせください。

(施設名)

けいはん医療生活協同組合 みい診療所

(住所)

寝屋川市三井南町 20 番 1 7 号

(電話)

072-835-0600

(主な診療科)

内科、皮膚科、整形外科、リハビリテーション科、消化器科

※大阪府内の実施医療機関については、大阪府のホームページをご覧ください。

○府内実施機関の一覧（大阪府ホームページ）

